

官公需施策と中小企業組合



長野県中小企業団体中央会

<http://www.alps.or.jp/>

長野県内「官公需適格組合」一覧

(令和4年2月末日現在)

20組合(五十音順)

組 合 名	連絡先(住所・電話番号)	証明区分/共同受注業務・品目
安曇野市水道事業協同組合	安曇野市豊科5710番地8 TEL 0263-73-7234	物品役務/水道関連業務
飯田管工事業協同組合	飯田市松尾新井6749番地1 TEL 0265-23-7601	物品役務/水道関連業務
上田市上下水道事業協同組合	上田市材木町1丁目2番31号 TEL 0268-24-1329	物品役務/水道関連業務
岡谷市水道事業協同組合	岡谷市赤羽2丁目3番48号 TEL 0266-23-8511	物品役務/水道関連業務
協同組合建匠須高	須坂市大字井上1830番地13 TEL 026-245-1859	物品役務/建築・建設工事に関する副資材の納入・修繕業務
塩尻市水道事業協同組合	塩尻市大字広丘野村251番地10 TEL 0263-54-3088	物品役務/水道関連業務
須坂市水道工事協同組合	須坂市大字須坂字金井原1527番地5 TEL 026-246-8510	物品役務/水道関連業務
諏訪市水道温泉事業協同組合	諏訪市高島1丁目22番30号 TEL 0266-58-6188	工事口/管工事・水道関連業務
千曲資源リサイクル事業協同組合	千曲市大字屋代2384番地1 TEL 026-273-8813	物品役務/一般廃棄物収集運搬業及び処理業務
千曲市清掃事業協同組合	千曲市大字八幡1580番地1 TEL 026-261-3777	物品役務/一般廃棄物収集運搬業及び処理業務
中信トラック協同組合	松本市大字笹賀7570番地2 TEL 0263-86-0055	物品役務/運搬業務
長建産業事業協同組合	長野市大字鶴賀字河原298番地1 TEL 026-226-3037	物品役務/建築・建設工事に関する副資材の納入・修繕業務
長野県石油協同組合	長野市北条町25番地1 TEL 026-254-5600	物品役務/石油製品、副資材
中野市水道工事協同組合	中野市西条957番 TEL 0269-22-3076	物品役務/水道関連業務
協同組合長野シーアイ開発センター	長野市大字西長野2番地4 TEL 026-234-1239	物品役務/企画、デザイン、調査及びソフトウェア開発業
長野市委託浄掃事業協同組合	長野市大字大豆島3397番地6 TEL 026-221-3505	物品役務/一般廃棄物収集運搬及び処分業務
長野市水道工事協同組合	長野市大字東和田908番地15 TEL 026-241-0893	物品役務/水道関連業務
北信測量設計事業協同組合	長野市大字稲葉字日詰沖1783番地1 TEL 026-222-3345	物品役務/測量業
松本市建設事業協同組合	松本市開智二丁目3番37号 TEL 0263-33-5768	工事口/土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、ほ装工事
松本市水道事業協同組合	松本市大字島内1687番地8 TEL 0263-47-2149	工事口/管工事・水道関連業務

お問い合わせ先

作成: 2022年3月

〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10〔長野県中小企業会館4F〕

長野県中小企業団体中央会 TEL 026-228-1171(代) FAX 026-228-1184

1

中小企業基本法(抄)

(昭和38年7月20日 法律第154号 最終改正 平成28年6月3日 法律第58号)
(国等からの受注機会の増大)

第23条

国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

2

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

(昭和41年6月30日 法律第97号 最終改正 平成27年7月15日 法律第57号)
(目的)

第1条

この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もって中小企業の発展に資することを目的とする。

(受注機会の増大の努力)

第3条

国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。)を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会(以下単に「中小企業者の受注の機会」という。)の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

(中小企業者に関する契約の方針の作成等)

第5条

各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

(地方公共団体の施策)

第8条

地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

3

予算決算及び会計令(抄)(昭和22年勅令第165号)

第7章

契約

第4節

随意契約

(随意契約によることができる場合)

第99条

会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (3) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (5) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (6) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

(略)

- (18) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

地域内事業者の受注機会拡大

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
11	地元企業優先発注	地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用を推進するため、地元企業優先発注等に係る実施方針を試行的に定め、適正な競争原理のもと公平性を確保したうえで、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図る。	長野県佐久市
12	技術修得型JV方式の入札	特定建設工事共同企業体施工対象工事のうち、県内企業への技術移転が期待できると認められる工事について、県内企業を構成員に加えた特定建設工事共同企業体であることを入札参加条件とすることにより、県内企業の技術力の向上を図る。	埼玉県
13	印刷に係る少額随意契約	予定価格250万円以下の印刷調達について、県内に本店を有し、原則、自社の印刷機を使用し県内で全工程を行うことを条件に少額随意契約を締結。	愛知県
14	物品調達における府内中小企業に限定した入札	府内中小企業の受注機会の増大を図り、府内中小企業の振興に資するため、府内中小企業に限定した一般競争入札及び公募見積合わせを実施。	京都府
15	地域限定型一般競争入札	本市の発注する建設工事及び建設工事に係る業務の委託の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性、客観性及び競争性を高めるため、入札に参加する者に必要な資格として、入札に参加を希望する者の事業所の所在地等関する要件を定めて行う一般競争入札を実施する。	北海道美唄市

行政施策目的に則した企業に対する優遇措置

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
16	格付審査における地域社会に貢献する市内業者に対する加点措置	格付審査に、主観的事項の審査基準(エコアクション21認定、女性技術者・障害者・消防団員の雇用、アダプト・プログラムへの参加、除雪協力、災害協定、次世代育成雇用環境の整備の有無)による付与数値を加算した総合点数により等級の格付を行う。	石川県野々市市

石油組合及び加入する石油販売業者の受注機会の増大

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
17	石油協同組合との一括年間契約	従前は、神奈川県各警察署が個別に契約していたところ、給油所のセルフ化等に伴い、見積書を提出する掛売り方式での調達が困難となっていた。平成27年度の「契約の基本方針」に中小石油販売業者への配慮が盛り込まれたことを契機として、平成28年度は、災害時の燃料供給協定を締結していることを要件に、神奈川県石油協同組合と警察本部及び警察署の車両を一括して年間契約することとした。これによって各警察署と給油所との契約事務等の業務軽減が図られるとともに、資源エネルギー庁の市況調査価格に連動して契約単価を変更できるようになった。平成29年度からは警察本部及び警察署の取組を参考に神奈川県の本庁及び出先機関でも年間契約することとした。	神奈川県
18	地域限定型一者随意契約	各種燃料の調達については、千葉県石油協同組合千葉支部と単価契約を締結。大口需要に対する安定供給の確保及び需要施設散在による利便性確保の観点から、市内中小燃料販売業者が組合員であり、官公需適格組合である相手方と一者随意契約を締結。また、災害時の優先調達協定も結んでいる。	千葉県千葉市

出典：官公需契約の手引き(平成30年度版)中小企業庁

長野県の官公需への取り組み

県の機関や市町村に対し、国等の契約の基本方針を周知するとともに、中小企業者の受注機会の増大や、官公需適格組合の活用、トライアル発注制度等の活用を依頼しています。

また、長野県中小企業振興条例にのっとり、「県産品利用促進制度による優先調達の試行」や「信州ベンチャー起業優先発注事業」等を実施し、産業や地域社会で重要な役割を果たしている中小企業等の一層の振興に努めています。

地方公共団体が講じている 官公需施策に基づく具体的な発注事例

トライアル発注、ベンチャー企業等への優先発注

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
1	レッツBuyとちぎ(新商品購入・販路開拓支援事業)	新規性の高い優れた新商品を生産する中小企業者を新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定し、県の随意契約による新商品の調達機会を拡大すること及び当該新商品を広く周知し、その普及を促すことにより本県産業の活性化を図る。	栃木県
2	トライアル発注制度	市が認定した新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者による新商品を本制度の対象商品とし、商工振興課が試行的に発注、ひいては受注実績を作ることで、中小企業者等の販路開拓を支援し、地域経済の活性化を図る。	山口県下関市
3	北九州発!新商品創出事業	中小企業が市の技術開発助成金制度などを活用して開発した新商品の販路開拓活動を支援する事業であり、優れた新商品を開発しながら、受注実績がないために販路開拓に苦勞している中小企業に対して、市が発注することにより、マーケット拡大の機会を提供する。	福岡県北九州市
4	地域ITベンチャー企業等優先発注制度	ITベンチャー企業又は団体及び個人の育成・発展を図るため、ITベンチャー企業等に対して役務を優先的に発注することができる制度を創設することにより、ITベンチャー企業等の受注機会を拡大するとともに、IT関連産業の発展並びにIT関連技術の開発推進及びIT関連産業の集積を図り、もって地域経済の活性化及び地域の振興を図る。	岡山県

分離・分割発注

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
5	建設工事等における分離・分割発注	男鹿市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、物品調達又はその他の業務の執行において、より多くの市内中小企業が受注の機会を得られるよう分離・分割による発注を積極的に取り組む。	秋田県男鹿市

入札方式の改善(既落札者を除外した競争入札の実施)

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
6	春日部市建設工事請負契約に関する入札の一抜け方式の実施	春日部市が発注する建設工事の競争入札における一抜け方式は、落札者の決定に当たり、施工管理の適正化、受注機会の確保を目的に実施。	埼玉県春日部市

中小企業・小規模事業者の受注機会拡大支援

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
7	随意契約の特例実施	地元中小企業者の支援を目的に、地方自治法施行令で定める随意契約によることができる金額に関わらず、官公需適格組合と随意契約により発注を行う。	北海道函館市

官公需適格組合等に対する特別な措置

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
8	事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例	財政局資産管理部契約課が所掌する工事契約についての事業協同組合の受注機会の確保を図るため、川崎市競争入札参加者選定規程に基づき競争入札参加資格を審査する場合における事業協同組合の総合数値の算定方法等に関する特例を設ける。	神奈川県川崎市
9	資格審査における特例	建設工事等入札参加業者資格審査基準において、発注する建設工事、製造その他の請負若しくは物品の購入又は業務の委託に係る入札参加業者の資格審査の方法等の基準が定められている。この中に、「事業協同組合の特例」の条項があり、建設業に係る官公需適格組合については、格付けの加点につながる。	千葉県山武郡市 広域水道企業団
10	随意契約及び競争入札参加資格における特例	官公需適格組合を活用した2つの取組を実施。 ①随意契約において、見積書を徴する相手方として官公需適格組合1者を選定できる。②官公需適格組合の競争入札参加資格について、契約実績、自己資本額、従業員数、営業年数について特例を設定。	北海道



地域の発展のため、中小企業組合・官公需適格組合の活用をおすすめします。

中小企業組合とは

中小企業の組合は、それぞれ法律によって設立されており、いくつかの種類がありますが、その主なものは下記のとおりです。

中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るため最も利用され普及している「事業協同組合」、個人事業者や勤労者など個人が経営規模の適正化を図るためや自らの働く場を確保するための「企業組合」、参加する中小企業の事業を統合する「協業組合」、業界全体の改善発達を図る「商工組合」、商店街の商業者等により構成される「商店街振興組合」、飲食業、旅館業、クリーニング業、理・美容業などの生活衛生関連業者により構成される「生活衛生同業組合」等があります。

官公需適格組合とは

官公需適格組合制度は、中小企業組合の中で官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って実施できる経営基盤（組織体制・財務体制）が整備され信頼性の高い組合に対して申請に基づき中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明する制度です。この証明を受けている組合は、事業協同組合、企業組合、協業組合等で、以下の基準を満たしています。令和3年3月末現在 897組合（物品183組合、役務504組合、工事210組合）の官公需適格組合があります。

物品・役務関係の証明基準

1. 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
2. 官公需の受注について熱心な指導者がいること
3. 事務局常勤役職員が1名以上いること
4. 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
5. 共同受注規約等を定め、役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯責任を負うこと
6. 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
7. 組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること
8. 組合もしくは組合員は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団）でないこと、もしくは組合の役員等が暴力団員でないこと、又は暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していないこと

工事関係の証明基準

- 左記の基準に加えて、さらに
9. 共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間に於いて相当程度の受注実績があること
 10.
 - (イ) 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合には7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合は、常勤役職員が2名以上がおり、当該役職員のうち1名以上は技術職員であること。
 - (ロ) 上記以外の工事を請け負おうとする組合は、事務局常勤役職員が1名以上いること
 11. 上記(イ)に該当する組合は、総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

官公需適格組合のメリットとして

1. 徹底した責任管理体制

官公需適格組合では共同受注規約を定め、共同受注委員会を設置して、契約案件に対する責任体制を整えています。さらに、受注した案件が忠実に守られているか監視する検査員を置くなど検査体制も確立されています。

2. 中央会のフォローを受けています

官公需適格組合は、中小企業団体中央会の指導を受けながら、組合員である中小企業者が一体となって技術力や施工、生産能力を向上させ、発注機関の契約を確実に履行するための責任体制の確立に最大の努力を払っています。

3. 国が認め、推奨しています

「令和3年度中小企業者に関する国等の契約方針」では、国等は官公需適格組合などの事業協同組合等の受注機会の拡大を図るものとするようになっております。

以下は、「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」からの抜粋となります。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

2 組合の活用に関する基本的な事項

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用にも努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。

